

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度「本巢市一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金	824,367 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	(458,628 千円)
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3,907,338 千円

（単位：千円）

区 分	令和4年度 決 算 額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 （社会保障財 源化分の市町 村交付金）	その他
社会福祉 1 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,078,044	856,916	400,405	7,200	70,959	168,457	574,107
社会保険 2 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,250,180	45,287	165,781	0	1,833	235,316	801,963
保健衛生 3 医療、健康増進事業、予防対策事業など	579,114	322,600	2,175	0	12,537	54,855	186,947
計	3,907,338	1,224,803	568,361	7,200	85,329	458,628	1,563,017

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源に充当しました。